

〔書評と紹介〕

『青森県史』 資料編 古代1 文献史料

大平 聡

一

『青森県史』 古代資料編がついに刊行された。先輩・友人たちがもう何年前からだろうか、青森県史編纂の史料収集のために全国を忙しく飛びまわっている姿を見聞きしていたので、二〇〇一年七月、編者の方々から大部の一冊を送っていただき、包みを開けてまず感じたのが「ついに」であった。その後、送って下さった方のお一人から本書の紹介を依頼され、高みの見物の上になんか嬉しいというのは何とも申し訳なく、お引き受けすることとした次第である。しかし、史料集の紹介は経験に乏しく、十分に本書の価値を伝えられるか心許ないところであるが、本書の特色、魅力の一端を少しでも伝えられればと思う。

二

自治体史の資料編という点、どうしても近世以降が中心となる。それは言うまでもなく、史料の残存状況に規制されるからである。政治拠点の置かれた地域は別として、一般には戦国時代あたりを境に、その前後

で文書の残存状況は大きく変化する。室町時代―南北朝―鎌倉時代と時代を遡っていくにつれ、その絶対量は減少していく。まして奈良・平安時代ともなると一次史料は極めて限定されたものとなり、正史などの二次的編纂史料からの収集が中心となる。このような史料残存状況の中で作成される古代の地域別史料集には自ずと限界が生まれ、近隣の自治体史においては、ほとんど似通った内容になることは避けられない。

また、内容の断片も避けられないところである。政治の中心部から離れば離れるほど、その傾向は強まる。最近でこそ、木簡・漆紙文書などの出土文字資料の発見によって、地域的に文字資料が増加することはあるが、編纂史料に基づく限り、右の傾向は否定できないであろう。

しかし、東北地方は古代国家にとって特殊な位置づけをもつ地域であったため、例えば六国史においても他地域に比べて比較的豊かな記述を見出すことができるが、それも奈良・平安前期に直接中央政府の影響が及んだ地域について言えることである。太平洋岸で言えば、奈良時代には現在の宮城県域、八世紀後半から九世紀前半にかけては北進政策に伴い、宮城県北から岩手県南、盛岡市以南が正史の記述にのぼる。しかし、それ以降、中央政府による北進政策が延暦二四（八〇五）年のいわゆる「徳政相論」によって一応停止されて以後は、出羽における元慶の乱に關する記述（八七八―八七九）を除くと零細化し、正史が『日本三代実録』で途絶えると、任官記事が拾える程度となる。まして本州最北端に位置する青森県に關する記述は推して知るべしと言わざるを得ない。果たして青森県史古代資料編は成立し得るのか。

しかし一方で、「蝦夷」に關する本格的記述が始まる『日本書紀』齊

明紀に「津軽郡」が見え、「都加留」の名称は唐朝にも伝えられていた。そしてまた、陸奥・北方世界が日本史の表舞台に姿を現す一二世紀・奥州藤原氏の時代に、「外が浜」は日本国際北端、北方世界との窓口として、奥州藤原氏の重要な政権基盤として登場する。近年の、北海道・東北史研究会を中心とした「北からの日本史」を探る試みは、北東アジアから北海道、本州北部をもつて形成される歴史的世界の展開を明らかにしてきた。

このような視点からの史料編の可能性、それに一つの答えを示したのが、ここに紹介する『青森県史 資料編 古代Ⅰ 文献史料』と言えるのではないだろうか。青森県史企画編集委員長・盛田稔氏の「刊行にあたって」に示された、「みちのく」という視点からではなく、東アジアにおける北と南の文化が接触し、融合する地としてとらえ直そうとする試みの実践として、本書を見ていきたいと思う。

### 三

まず、本書の構成を概観することから始めよう。

#### 第Ⅰ部 青森県地域関係史料

従来の自治体史の概念からするところの資料編と言えば、第Ⅰ部がそれにあたるであろう。直接青森県に関わる叙述を集成したもので、写本の写真が掲げられ、次いで原文・書き下し・現代語訳が続き、解説が付されている。原文は写真版をただ活字化したものではなく、他の写本と

の校訂結果を踏まえたものが掲載されているので、写真版と字句の異なる部分が少なからずある点に注意が必要である。この点は凡例に説明されている。

第Ⅰ部に収められた史料は、第Ⅱ部以下にも再録されることになる。凡例によれば、第Ⅰ部と第Ⅱ部以下との間で、句読点の統一を行わなかったということであるが、ざっと見た感じでは、特に意味が異なってくるというような不都合は生じていないように思った。しかし、句読点の位置で意味の違いが出てくるのが漢文史料のこわいところである。十分な検討がなされているとは思いますが、若干気掛かりは残る。

#### 第Ⅱ部 編年史料

大化以前から、奥州藤原氏が源頼朝自ら率いる遠征軍によって滅亡に追い込まれた文治三（一一八七）年までの陸奥・出羽両国に関する史料のほか、越後・佐渡両国および東山道・北陸道に関する史料で、北方世界の特質を示す史料が編年されている。事項ごとに網文が立てられ、出典・史料本文が掲載される。人名・地名・官職名・事項など重要な語句が標注に立てられ、検索に便を与えている。基本的には東京大学史料編纂所編『大日本史料』と同形式であるが、網文は現代文で示されている。

#### 第Ⅲ部 非編年史料

法制史料、儀式書・有職故実書、その他文献、系図の四つのカテゴリーに分け、Ⅱ部と同様、網文を立て、史料が引用されている。一般的に馴染みが薄く、また訓み方の難しい史料、特に法制史料に網文が立てられたことは利用する上に大いに便利であり、古代東北史を考える上にあるがたい史料集成となった。

#### 第IV部 古代東北史関係軍記・伝記

田邑伝記、藤原保則伝、陸奥話記、奥州後三年記の全文が収録され、更に田邑伝記はお茶の水図書館蔵本、藤原保則伝・陸奥話記は尊経閣文庫蔵本の写真版全体が掲載されている。これも本書の特色にあげてよろう。

#### 第V部 海外史料

第II部と同じ形式で、北海道・サハリンから大陸沿海州に至る北方世界にかかわる海外史料が集成されている。本書の特色をなす重要な部分である。正史からの引用がほとんどであるが、『金液還丹百問訣』から渤海関連部分引用されたのは貴重である。

#### 第VI部 北方関係官人補任表

陸奥出羽按察使、陸奥・出羽・越後・佐渡国司および郡司・軍毅、鎮守府、征夷使・鎮狄使など、以上八つの表が収録されている。それぞれ出典が明記されており、基本資料として有益である。

これに史料解題が加わって全巻A四版九百頁余をなす。多方面の多くの文献から史料が博搜されており、一般には馴染みのない史料が少なくない。史料解題は周到な配慮である。

さて、以上、本書の構成を見ると、本書が青森県の古代資料編ということとどまらず、東北地方全体にわたる史料集であり、かつ北東アジアとの歴史的関係を視野に入れた、まさに「北からの日本史」を考えるための史料集古代編というべき一書であることが明らかであろう。

東北地方全体を見渡せることのできる史料集として、東北大学東北文

化研究会によって編集された二冊の史料集『蝦夷史料』『奥州藤原史料』（いずれも吉川弘文館）がある。しかし、この二書はかなり以前に品切れとなり、現在古書店においても見出すことはほとんど不可能に近い。本書の出版によって、この二書にかわる史料集が提供されたことの意味は大きい。更に、これまでの歴史の見方に見直しを迫る、新たな歴史像の構築の可能性を開いた、北東アジアとの関係から北海道・東北地域の歴史をとらえ直そうという「北からの日本史」を考えるための史料集となっている点を、大いに評価したいと思う。

古代日本を東アジア世界の中でとらえることは、今日では常識化していると言つてよからう。しかし、この見方は、中国先進文明を取り入れて中央集権体制を確立した律令制国家の歴史的展開こそ「日本史」と認識させ、周辺地域を、やがて「日本」に吸収されるべき後進地域と位置づけて疑いを入れない傾向をも固定させてきたことは否定できない。「日本」を東アジア世界の中で相対化してとらえる試みは、「日本」の中では中央政権を絶対化させることになってしまったと言わざるを得ないであろう。

古代東北史が中央政府による蝦夷世界の征服の歴史として描かれること、例えば、阿倍比羅夫の北行が大和政権の主體的活動として説明されることに、違和感はほとんど抱かれないであろう。しかし、七世紀の半ば、白村江の戦いを目前にした時期になぜ比羅夫の「遠征」が行われたのか、前九年・後三年合戦の後に現れた奥州藤原氏が、京の最高政治権力から一目も二目も置かれたのはなぜか、このような問いへの答えを導き出すための鍵が「北からの日本史」という視点から与えられるのである

う。

北東アジア世界から「日本」を相対化する試みが始まり、はじめてアジア世界における「日本」の成立が解明されるのではないか、北海道・東北史研究会が毎夏開催しているシンポジウムに参加し、感じてきたことである。その新たな研究動向を支える基礎史料集がここに呈示された、本書の刊行を私はそう理解した。

#### 四

本書の紹介としては以上述べたことに尽きるのであるが、パラパラとめくっているうちに気付いた二、三の点について、まさに蛇足以外の何ものでもないが指摘しておきたい。

まず第Ⅱ部について。第Ⅱ部は編年史料の形態で整理されているため、『古事記』『日本書紀』のかなり古い部分からも史料が採録されることになる。ここで編者を悩ませたのが網文の表記をどうするかであったことは容易に想像される。結局「く」とされる」という表現は整理番号22番 応神天皇三年までで、23 仁徳天皇五年の田道による蝦夷征討とその伊時水門での敗死から、「くする」という断定形が採用されている。仁徳天皇の存在を否定する立場にある私にはどうもこの断定形が気になる。雄略期の25 蝦夷反乱、26 東夷征討は、確かに『宋書』倭国伝に「東征毛人五十五国」という武の上表文が伝えられているもの(24)、果たして史実として断定してよいか、私は躊躇せざるを得ない。27 清寧天皇四年の蝦夷朝貢記事あたりからが妥当ではないかと思うが、それとて明確

な根拠があるわけではない。網文を立てることは確かに利用者にとって便利であるが、「史実の公定」と受け取られる可能性が大きい。断定形の使用について、どのような議論がなされたか知る術がないが、23・25・26についてはもう少し慎重であってよかつたのではないかと思う。

なお、これに類すること、西暦が34 推古天皇三五年から用いられていることも気になった。欽明の紀年に問題があることは周知の事実であるが、敏達以降は一応西暦を与えてよいのではないだろうか。即ち、32・33にも西暦が与えられるべきではなかったかと思う。いずれも細かいことではあるが、自治体史として一般の人々の利用に供することを出版の目的に置いていることを考えれば、凡例において、どういう基準で網文を断定形にするか、西暦を採用するかを示していただきたかった。

ところで、本書では関連史料を示す時、史料に付された番号・記号で指定し、煩を避ける方法がとられている。例えば、第Ⅱ部の三一九番の網文には『続日本紀』の二条がa・bの枝記号を付されて収録されているが、これは「Ⅱ―三一九a」のように略記される。これは便利であるが、番号が違っていたりすると利用者は困惑することになる。恐らく最も慎重を期して入念な校正が行われたことと思うが、第Ⅰ部五番の解説中、一二頁下段後ろから六行めの「Ⅱ―五二b c」は、「Ⅱ―五三b c」の誤りである。他には恐らくないと思うが、今一度、点検をお願いしたい。

さて、その第Ⅰ部であるが、第Ⅰ部こそ青森県古代史料と呼ぶべき、最も地元に着した部分であり、単なる史料集録にとどまらず、史料を

書き下し、更に現代語訳して解説を付すという親切な、また充実した内容になっている。一般利用者の立場を考えれば、これは当然の姿勢と言すべきかもしれないが、研究者の立場から見ると、勇気のいる決断であったと思う。同業者として、どうしても現代語訳、解説に目がいつてしまう。編纂者の方針を支持した上で、二点ほど内容に関する指摘をしておきたい。

まず1-2の解説で「渡嶋」を「津軽海峡をはさむ世界」とする点。当時の「津軽」が津軽半島北部を含まない可能性が高い、北海道南部の文化が津軽半島北部と共通の世界を構成している可能性がある、という二点から、「渡嶋についても諸説があるが」と断りながら、解説は最終的に右記の考えを明示している。言うまでもなく、これは本書編集の中心として労をとられた小口雅史氏によって主張された解釈である（「阿倍比羅夫北征地名考」、弘前大学人文学部『文経論叢』第二七巻第三号、一九九二年）。巻末の執筆分担一覧から察するに、恐らく1-2の解説は小口氏の手になるものと思われるが、史料集という性格を考えるならば、「諸説」を併記するにとどめ、どの説を最も妥当とすべきかという叙述は、通史編においてなされるべきではなかったかと思う。なお私は「渡」の語を重視し、「渡嶋蝦夷」の称は北海道島に住む人々に与えられたと考えている。

次に1-3の阿倍比羅夫北行記事中の「闕名」記事について。比羅夫の北行記述には阿倍氏の家記が利用されたことが坂本太郎氏によって指摘され（『日本書紀と蝦夷』、『日本古代史の基礎的研究』上、東大出版会、一九六四年、初出は一九五六年）、以来、大方の認めるところとな

っているが、比羅夫の行動を活写する、家記からの引用と考えられる部分は不思議なことに「阿倍臣（闕名）」「阿倍引田臣（闕名）」と記すばかりで、「比羅夫」の名を記さない。

本書は現代語訳で「闕名」の部分を「名は伝わらない」と解釈しているが、果たしてこの訳は妥当であろうか。例えば、井上光貞監訳『日本書紀』下巻（中央公論社、一九八七年）は、「名は伝わらない」「名が伝わらない」としており、あるいはこれにならったかとも思われる。『日本書紀』編者の手になる部分に比羅夫の名が記されながら、なぜあの阿倍氏の家記においてその名が記されないのかは、従来から一つの謎とされてきた。

しかし、古代における家伝について検討した関口裕子氏の研究（『家伝をめぐる家の用法について』、土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代論集』上巻、吉川弘文館、一九八四年）に従えば、古代の家伝は個人伝として成立したものであり、従って阿倍氏家記は阿倍比羅夫伝であった可能性が高いと推測される。とすれば、阿倍氏家記本文に比羅夫の実名が記されなかったことは寧ろ当然と言うべきで、「闕名」という注記が『日本書紀』編者自身の手によるものとするれば、それは修史事業に従事する者の、原本史料に対する慎重な態度として評価されることである。それはともかく、「闕名」という記述は、字義通り解釈すれば単純に（引用資料に）名の記述がない」という実態を直截に伝えているに過ぎず、「名は（が）伝わらない」という訳は解釈のし過ぎの譏りを免れることはできないのではないだろうか。

以上、内容に一步踏み込み、気付いた二、三の点について行つた言及は、本書の価値を貶めるものではなく、本史料集の編纂者が自らの責務を果たすべく、積極的に取り組まれたことに由来するもので、益する方が大であることは言うまでもない。

梱包をほどこいて本書を手にしての二番目の感想は、「一万一何千円なんだろう」であつた。定価を見て驚いた。この分量、この体裁、そしてこの豊かな内容でこの値段（五、八八〇円）は驚異的と言つてよからう。

本書が、青森県、東北地方のための史料集にとどまらず、全国区の古代史料集として広く受け入れられることを望まずにはいられない。

（A4判、九一頁、青森県、二〇〇一年三月、五八八〇円）

（おおひら・さとし 宮城学院女子大学学芸学部教授）